

平成23年度 山梨県森林審議会（第2回） 会議録

1 日時：平成23年11月4日（金）午前10時30分～午後0時15分

2 場所：北巨摩合同庁舎 301会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）赤坂 治績、泉 桂子、大須賀 久、小田切 美知子、風間 ふたば、金子 正司、嶋 光雄、清水 みどり、高村 忠久、田中 美津江、辻 一幸、戸栗 敏、藤原 忠直、三好 規正、山村 元子 以上15名

（事務局）深沢林務長、深尾森林環境部次長、安富森林環境部技監、宇野森林環境部技監（森林整備課長）、小林中北林務環境事務所長、大竹峡東林務環境事務所長
森林整備課課長補佐・森林計画担当（4名）

中北林務環境事務所森林保全幹・森づくり推進課林業自然保護担当（1名）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林務長あいさつ
- (3) 職員の紹介
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事録署名委員の選出
- (6) 議事
- (7) その他
- (8) 閉会

5 議事に付した案件

〔説明事項〕地域森林計画（富士川上流）の樹立及び地域森林計画（富士川中流、山梨東部）
の変更の概要について

6 議事の概要

司会：

定刻となりましたので、ただいまから、森林審議会を開会させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に本日の森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。本日は全員の委員に御出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録が県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してあります。

次に本日の資料の確認をお願いします。本日、委員の皆様にお配りした資料につきましては、本日の次第等の綴と資料1になります。

次に、議事に先立ちまして、深沢林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

司会：

次に、今日出席の県職員を紹介いたします。(所属長以上紹介)

続きまして、山梨県森林審議会の辻会長からごあいさつをお願いします。

会長：(挨拶)

司会：

ありがとうございました。これより、議事に入ります。議長の選出につきましては、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっていますので、辻会長に議長をお願いします。

議長：

それでは、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

議事に入る前に、県森林審議会運営規則第7条により、議事録署名委員を会長が選出することとなっておりますので、私が2名を指名してよろしいですか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは、指名した2名の委員をお願いいたします。

それでは議事に移ります。「地域森林計画(富士川上流)の樹立及び地域森林計画(富士川中流、山梨東部)の変更の概要について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から地域森林計画の位置づけについて説明)

(森林計画担当課長補佐から「地域森林計画(富士川上流)の樹立及び地域森林計画(富士川中流、山梨東部)の変更の概要について」説明)

議長：

ただ今事務局の説明が終わりました。それではここで一括して質疑を行いたいと思います。御質問や御意見がありましたらどうぞ。

委員：

御説明ありがとうございました。

今日の審議会、あるいはここでの内容ということについて、ちょっとよくわかりませんでした。国の計画が変わったので、県の方でも計画を変えたいということはわかったのですが、具体的に見ていきますと、結局は、一番最後に出てきた主伐や間伐、造林などの面積や材積の話が中心なのかなと思いました。この面積を増やすということが、具体的に、公益的機能を高めるだとか様々な目的をどのように満たすことになるのかということところがわからなかったもので、ここで、この面積でいいのかということ審議するのか、あるいは具体的に何をするとということの説明がこの後どこかの会議であって、それも含めて私どものほうで、これでいいというのか。そのところがちょっとわかりません。どういう議論をここですればよろしいのでしょうか。

議長：

事務局、今の御質問に対する説明をお願いします。

森林整備課長：

今回、森林審議会をお願いしておりますのは、まず基本的な計画ということです。その中でこういった数量については定めるということで御審議をお願いしたいと考えております。

国の計画としては、前段で申し上げたとおり、森林・林業再生ということで、これから積極的に国産材を使っていこうという中で、主伐、あるいは手入れが必要なところについては間伐を増やそうという大きい方向性があります。それに即して県の計画でもそういう方向性をうたっていこうということで、まず基本的な部分として数量を決めさせていただくことになっております。その方向性についてよろしければ、その方向性に基づいて具体的な施策を行っていくということになります。その施策の具体的な内容については、計画の中には位置づけませんので、それについては個別に予算付けをしたり、前回、御意見をいただいた新税なども活用したりしながら、計画に基づいてそういった施策を具体的に毎年県として行っているという形になります。

委員：

端的に申しあげると、資料の10ページにある富士川上流の新計画の計画量について、これでいいですという回答をこの会議で得られればよろしいという理解でよろしいですか。

森林整備課長：

数字につきましては、なかなか良い、悪いというのを御判断いただくのは難しいかも知れませんが、基本的には前段でお話した公益的機能の重視といったような森林整備の方向性、これについても当然御意見をいただいた上で、その方向性に沿った形でこういう数字を我々としては出させていただいております。そのあたりで、もし疑問点等ございましたら御質問いただきたいと思います。

最終的には、計画ですので数量は載せさせていただきますが、以前も御指摘いただきまし

たように、実行と計画の乖離ということもありますので、そういった妥当性なども含めて今回は御意見をいただきたいということです。

委員：

やっぱり具体的なところをもうちょっと出していただかないと、良いも悪いも言えないというのが本音です。例えば、この面積を増やすということはわかりましたが、県でも適当に鉛筆をなめて数字を決めたわけではないと思いますので、こういう数字が出てきた根拠について、それぞれの今後クリアしていかなければならない課題をどのように考えたからこういう数字が積み上がってきたという考えを御説明いただかないと、私たちの方でも良いとも悪いとも言えない。何かもうちょっといただけないでしょうか。

委員：

全く〇〇委員と同じようなことかと思いますが、例えば5ページに富士川上流の森林資源の現況というのがございます。その部分で、主伐は計画量に対して2倍近い実行量があったと。こういう部分がなぜそうなって、これによって環境に対してどういう結果が出たのか。あるいは、環境面で全く影響が無く、ただ今までの計画量が少なすぎたのか。今までは需要量がないから計画量も少なかったが、だんだん需要が出てきたので伐採量を増やしたけれども、結果的に水土保持などの環境に対する影響が全然変わらないだとかいったような御説明があると、次の計画量が2倍になる場合にもある程度の根拠が出てくるのかなと思います。

先ほどの御意見と全く同じような疑問を持っていますので、それも含めてお答えいただければと思います。

森林整備課長：

主伐量が2倍に伸びたという点について、ここで説明が書いておらず我々も不十分だったかと思います。最近の主伐についてですが、以前は木が大きく育たないとなかなか売れない時代がずっと続いてきておりましたので、長伐期みたいなものだけを志向するような時代がありました。最近では合板の加工技術とかもかなり進んで参りまして、ある程度細い材でも利用ができるようになってきたということもあるかと思います。そういった意味で主伐量が増えてきていると。あと、あまり良くない傾向ですが、例えばアカマツなどが枯れてしまう前に主にチップ用として利用していこうということで伐られる場合があります。

これらのように、需給構造が少し変化してきている中で主伐が多くなってきているのではないかと思います。そういったことで、今回、国でも主伐量を大きくしています。また、木材資源をできるだけ有効に利用していこうということで、ここのような傾向になっているかと考えております。

そうすると、環境的にどう影響があるのかということですが、伐りっぱなしになると非常に良くないわけです。全国的には九州などで見られますが、幸い県内では今のところ、伐った跡が植えられなくて荒廃しているという状況はそれほどありません。

そういった意味では主伐量を有効に使っていただくのであれば、この機会に増やしていこうと。ただ、荒廃を防ぐような規制などはきちんとやっていこうということになるかと思えます。

間伐については引き続き手入れが必要なので、計画量につきましては延ばしております。ここでは材積で語っておりますのでわかりにくいですが、間伐も引き続き着実にやっていこうということです。

人工造林につきましては、当然主伐が増えた分、植えないといけないところが多くなってきますので、その分は増やすということになります。しかし、先ほど申し上げましたが、伐り方が色々ありますので、主伐であっても、植栽する部分があったり、あるいは天然更新を有効に活用していく部分があったりということです。

ですから、これだけ端的に倍に増えると山が荒れるのではないかということにつきましては、現状ではまだそういう状況を心配するまでに至っていないというのが我々の認識でございます。

委員

ただですね、数字だけ見てそう考えろと言われてもわからない。例えば、なぜ地図の1枚でも出してくれないのかと思えます。地図を見て、どの部分の森林をどれくらい伐りましたということが多少わかれば、伐採箇所の下にはダム湖があるだとか、伐採箇所は水土保持林になっているだとか、色々なことを考えることができると思えます。

それがないと、例えばゾーニングについて、今まで3つだったのを5つにしましたと言っても、考え方としてはいいですが、これがどういう根拠で、どこを具体的にどうするかという部分や、これからの課題になっていることをどうクリアするのかというのがわからないです。

委員

私が答えることでもないような気がするのですが、まず新しい森林・林業基本計画、これは国が作る長期間にわたる計画で、最近の状況とか、今後どういうことが必要とかいうことを書いたものです。これは大体を文章で作っているものですから、その中からここに、無秩序な伐採や造林未済地、生物多様性の低下などを国が書いているので、それを受けてここに書いているのだと思えます。森林・林業基本計画を国が作って、それに基づいて国が全国森林計画を国が作り、さらに全国森林計画に基づいて今回の地域森林計画が作られているという流れになっています。ですので、直接ここに書かれているような、例えば生物多様性とか無秩序な伐採とかいった様々なことが、地域森林計画レベルで属地的に関連づけられるものかどうかというと結構難しいような気がします。

元々、森林計画というのは、森林資源を培養しましょう、維持していきましょう、減らさないようにしましょう、持続的に伐採して人間が利用し、それとともに公益的機能と調和させた形で管理していきましょうということが一番の目的なわけです。

一言で言えば、最近の森林の状況は大変低下しているわけです。活動が低いわけです。

長くなって恐縮ですが、例えば、今回の富士川上流域の森林の面積は、先ほど御説明がありましたけれど、15万ヘクタールあり、そのうち4割が人工林ですから、人工林が6万ヘクタールくらいあります。そして、人工林ですから伐ることを目的に造っているわけですが、最近長伐期とか言われているものの、60年くらいで伐るのが一般的です。富士川上流の人工林が6万ヘクタールとすると、これを60年で伐るとすれば、1年間に1,000ヘクタールずつ伐って、またその跡を更新していけば森林が継続的に維持されていくということになります。ですから、今の計画のレベルがとても低い。これは10年分の数字ですから、富士川上流域でいきますと、例えば人工造林面積が新計画では756ヘクタールになっていますが、これは1年間に75.6ヘクタールという意味です。ところが実際に数値上計算すれば、安定した状態をずっと維持するためには1,000ヘクタールなんです。今は林業の状況が厳しいので活動が不活発に、10分の1以下になっている。

そういう見方をすれば、このへんが増えたからどうかとか、減ったからどうかというよりは、もっと、現状の森林を100年くらいの単位の長い目でみれば、人間がどのように、どのくらい、どういった形で活動していったらいいのかっていうのを見る場合に、そういう見方をすれば、今は言ってみれば大変レベルが低いと。そういう状態であると理解すればいいのではないかなと思います。

議長

何か県の方でありますか。

森林整備課長

〇〇委員からお話のあった、例えば地図で示すであるとか、我々としてももう少し分かりやすい工夫が必要だったのかなと思います。

今、〇〇委員からもお話のあったように、例えば前はゾーニングというのは県の計画の中で決めておりましたが、今回は森林計画の制度が変わって、今度は市町村が地域森林計画に基づいてそれぞれの区域を決めるということなどもあるように、基本的な方向性を県の計画は示すということがメインになってきているということです。

また、先ほどの数量の話は、〇〇委員から御指摘があったように、本来であればもう少し我々の分析を加えた御説明が必要ではなかったかなと思いますので、次回また最終的な計画案を御説明させていただくときに、そのあたりを補足させていただければと思います。

一番最初に説明しましたが、国民の皆さんにわかりやすい計画にするという国の方針がありながら、わかりづらいということになってしまうと、我々としても不十分な対応になってしまいますので、そのあたりもまた今日の御指摘を踏まえながら、どういう御説明をしたらいいかということで検討させていただきたいと思います。

議長

ではこの件については、次回にまた事務局の方から提示してもらいます。他に何かありますか。

委員

私の方はむしろ経済面からお聞きしたいと思います。

要するに、前の計画量よりも増やすということで、これからの10年間に県有林と民有林全部含んでこの量を伐るということですね。

TPPについて、僕は詳しくないのでよくわからないのですが、話に聞くとところによると、非常に木材の値段が輸入に押されて下がってしまってどうしようもないと。その点から見ても計画どおり伐れるのでしょうか。そちらの方がむしろ心配です。

森林整備課長

TPPは今まさに世間を騒がせていますけども、木材の場合は、かなり前に木材の輸入が自由化をされていて、私も正確な数字はわかりませんが、ほぼ関税がかかっていない状態です。それにより今木材の自給率が2割くらいの状態になっているということで、既に国際競争に曝されているような状態になっております。

ただ、実はずっと木材自給率が下がり続けて、20%くらいに落ち込んでおりましたが、一方で世界的な資源の逼迫などの状況を受けて、少し木材自給率が上がりつつあります。そのような中、できれば国の中で育ててきた資源を有効に活用していこうということで、国としても積極的な打ち出しをしているというのが今の状況でございます。直接TPPが森林・林業に影響があるかどうか、木材加工品など色々ありますので、わからないところはありますけども、少しでも森林資源を有効に活用していこうということでこういった数字を出しているところとご理解いただければと思います。

委員

私も感じたことはやはり、抽象的な数字の羅列が非常に多くて、見ても早い話が何のことかよくわからない。イメージが湧いてきにくいというところが根底にあって、そこで今2人の委員が言われたような御質問があったのかなと思います。

今後、市町村に権限を降ろしていくという方向で大きな流れが出てきているかと思うのですが、そういう中で、2ページに書いているように地域主導で発揮を期待する機能を細かく設定していくということになります。具体的に例えば6ページと7ページあたりに書いている計画区の課題というのがあり、これは県や市町村の林業政策に密接に関係すると思うのですが、具体的に、計画区の課題が現状どうで、計画を立てることによってどのように改善されるのか、もしくは改善されないのかという政策的なものがビジュアルになれば、地域住民のかたにもイメージで見やすいし、協力も得やすいと思います。結果としてはこの数字になるかもしれませんが、ここに挙げてある課題というのを地域森林計画において、どのように説明をつけていくのかということをお教えいただければと思います。

森林整備課長

先ほど〇〇委員からも同じような話だったかと思いますが、なかなか計画に具体的な施策というのが盛り込みづらいところがあって、そこが先生方にわかりづらいという話かと思えます。

計画の中にはこういった課題がある中で、例えば森林情報の収集が6ページの下の段のところにあります、できるだけ県としてはそういったものを整備していきましょうという書き方にどうしてもならざるをえないのかなと考えています。そういった中で、県では、具体的には森林GISを整備したり、もしくは所有者や事業者のかたからの色々な情報を収集したりというように、計画に基づいて具体的な行政の施策を効率的に行っていくと。その基本になる部分がこの計画ではないかというように考えております。

当然、何でもかんでも書けば、行政として実行できるのかということも当然見極めなければいけないところもありますが、計画の位置づけとしてはそういったことを書かせていただいた上で、県としてはそれに基づいて毎年予算付けをして、それに基づいて様々な施策を講じていくと。そういう位置づけでご理解いただきたいと思えます。

委員

例えば7ページのところで、耕作放棄地や荒廃森林の整備、様々な主体による連携して社会全体で支える森林づくりの推進があります。千葉県などでは里山保全条例というのがあり、民間団体と所有者の間の協定締結を県で斡旋したりするようなことを条例化している例もあります。具体的にどのような施策をやっていくか、例えばこのような条例化などの今後の見通しを教えていただければと思います。そして、その施策と地域森林計画の関連性を具体的に教えていただきたい。条例のような、具体的なイメージが何かあればいいのではないかなと思います。

森林整備課長

特に、社会全体で支える森林づくりという中では、今のところ県として具体的に新しい条例などといったことは検討されている状態にはないということは最初に申し上げておきます。

ただ、新税の条例を9月に通していただいて、来年度から実施する中では、そういった取組を行う方に支援をしていきたいと思いますということで、様々な主体による森林づくりに対する支援については入れさせていただいているところです。これから具体的な事業内容が決まって参ります。また、耕作放棄地とか里山林についても、新税事業の中で取り組んでいこうという中で、先生がおっしゃるような、具体的な条例などといったものについては県の中ではまだ検討されている状況にはありませんが、そういった取組はやっていくということです。

また、社会全体で進めるという中で、色々な参加の中で、森林づくりコミッションなどの今ある仕組みも活用しながらやっていき、地域のニーズに応えながら具体化していくという

ように進めていきたいと思いをします。

委員

ちょっと言い方が悪くて失礼かもしれないですが、やはり何度伺っても、おっしゃりたいことは何となくわかるのですが、絵に描いた餅を良いと言ってくださいと言っているように聞こえるということです。ですから、これが本当に絵に描いた餅ではなくて、具体的にここに書いてある課題を一つ一つクリアできると、その裏付けが県の方であって、あるいは市町村の方をそうやって具体的にどうやって指導していくつもりですというお話をもう少しただけると、私たちの方としても、県のこの計画を了承し、もっとサポートしようという気持ちになれるのかなという気がいたします。

それから、今の話ですと、具体的なことはそれぞれの施策の中でとおっしゃるけど、ではそのそれぞれの施策については、私たちは何も言えないのかと。そのところがちっともよくわからないのですが、この機会にこういったことをしてほしいということをお話ししているのか、あるいはそれは個別にそれぞれの課の方にお話をするのか、そのあたりを伺えますか。

森林整備課長

まさに絵に描いた餅というのは、実は去年新聞に書かれまして、机上の空論じゃないかということも言われたりしましたが、ちょっとくどい説明になるかもしれませんが、まず森林計画というものは、日本の場合、戦争の頃に、非常に国土が荒廃した時期がございまして、やはり国として森林資源をどのように守っていくのかということから、どうしても面積とかそういったものから来てしまっているというところは、先ほども申しましたが、我々としてもきちんと施策に関連づけて、あるいはどうしてこういう数字になったのかというのを御説明できるようにしていきたいというところは宿題としていただいたと思っております。

また、具体的な施策につきましては、今回、こういった計画を審議する場では御説明していませんが、個々いろいろな施策を講じてきている中で、先ほど〇〇委員からもお話がありましたけれども、なかなか県民の方に見えづらいところがあるというところがございます。この場では、今いただいた中で説明したいいくつかの施策がございまして、もしこんなことはどのように取り組んでいくのですかということがあれば個別にお答えさせていただきましますし、もし、こんなことをやったらどうだということは、この場でいただくことは可能だと思っております。ただ、計画の位置づけとこの施策の位置づけは我々としては別でまずは考えていきたいと思っております。

委員

今出ている意見は、やはり計画の段階から今後に向かっての一つの課題として皆さんから提案していただいていると思いをします。今は、これまでの流れの中で、変更を県で提示したというような段階だと私は思っています。これから実際に計画に入っていくということになる

と、市町村を巻き込んで、具体的に計画肉付けするというのが大事になってくると思います。あくまでも県が10年計画で示してくる内容というのは、今までの苦勞してきた延長上でこれを出してくれているわけですので、今後の新しい森林計画の中では、そういうことを今後進めていく段階ではないかなと思っています。ですからこれに対する意見をどんどん出していただくことが、次へ進む材料となってくるというような気がします。

委員

5ページの人工林の齢級別面積にあるように、36年生から55年生というのがこの図のとおりでございます。また、私有林というのが、個人が持っている山とか、財産区や市町村が持っている山とかですが、3ページを見ると、私有林面積は40%です。

ここで挙げた前期計画の実行歩合を見ますと、主伐が194%になっていますが、これは非常に高い数字だと思います。間伐は77%というのは、加速化事業等でも色々やりましたけれども、どうしても間伐は伸びなかったなという感じです。これらについては、計画区の課題として6ページにも書いてありますけれども、路網の整備や施業の集約化が遅れていることが一番大きな原因ではなかろうかと思っています。

さっきから盛んに言われておりましたが、富士川上流の計画について、確かに数字が並べてはあります。前計画と新計画で、主伐が153%増になっています。

我々が富士川上流地域として、一番今考えていかなければならないというのが、4ページにある樹種別面積で、カラマツが43%あり約半数に近い。カラマツは一斉林が多いのですが、これが齢級別面積でも示しているとおおり36年生から55年生になっています。これが60年生、70年生になると、場合によってはカラマツの中が腐って空洞ができます。そうすると、そういうものは伐採していかなければいけない。また、適正伐期齢が来ているからこれは伐った方がいいという木も多いです。そうすると、これから私有林で非常に困るのが、5畝だとか8畝だとかの、零細な森林所有者が多いということです。ですから、伐採をせずに出すにしても何にしても、やっぱり道が一番大きな問題です。林道が入ってそれから作業道が入るのが一番いいのですが、なかなか現状の山を見てみると、すべてそういうようなところではないんです。木を出すのに非常に困難をきたしている。

もう一つは材価。カラマツだと1立方が1万円台、1万2、3千円のときが多い。今のカラマツは昭和30年代から40年代にかけて植えたカラマツですが、あの当時では、一石がだいたい3万から4万円。高木にすると6、7万円になったという時代がございました。非常に材価が高くて、山を持っている人たちは、それで大きな財産を作ったわけです。けど今になると、1立方が1万3千円くらいで、どうにもならないですね。まず木を伐ると伐り賃が発生します。それをまた造材をし、そして山から道のところまで集材をしなければいけない。これまででもう相当な金がかかる。そうすると1立方1万3千円くらいでは、木を売っても森林所有者の懐へ入る利益はどうしても少なくなってしまう、逆に赤字になってしまいます。そうすると我々としては木を伐っていいのか悪いのか迷ってしまう。売って赤字になるような木を出してもしょうがないのではないかと。

ところがそうは言っても、こうやって森林計画を作ってもらっているわけで、そういう計画を実行しないと、さっきから言っているように、空洞が入ったりして木がだんだん枯れてくる。それではもったいない。我々としてはどうしても、新しい計画に基づいてやっていきたいと考えている。

やはり大事なものは集約化事業です。1 畝や5 畝の山ではどうにもなりませんので、森林所有者の方が200人いようとも、100ヘクタールくらい集約化して、林道を入れたり作業道を入れたりして森林を活用しなければなりません。なかなか森林所有者が何十人というのは大変なんです。けれども、これをしないと、林業の振興はあり得ないということになりますので、そんなことで本当に困っている問題もあるわけです。

新しい計画の中で主伐だとか間伐だとか、人工造林、天然更新の面積が出ました。こういった数字を見まして、10年間にこのくらいが妥当かなと、私はそんな感じがしているところです。

何にしても森林所有者が、森林から出てくる所得が得られるような状態にするためには、やはりこの計画が必要なので、この計画に従ってやってもらうのですが、さっきから言っているように、どこにどういう具体性があるのかというとなかなか難しい点があります。

我々としては、今言うとおりの、それぞれの計画が立てられるようにきちんとした体制を作ってもらって、何にしてもこれからは市町村計画が一番重要になってきます。その基が県計画になるわけです。

我々としても、なんとかして計画に沿いながら、森林所有者が少しでも森林から得る収入によって生活ができるような体制が作ることができればありがたいということを考えながら、この計画に対しては、数字は多少なりとも前後はしようとも、大体このくらいの数字でいいのではなかろうかという感じでおります。

議長

ありがとうございます。他に御意見どうでしょう。

委員

質問ですが、5ページの下のスライドのところと、あと10ページから以降もちょっとわからなくて質問させていただきます。

主伐の中に皆伐と択伐があると考えてよろしいのかということと、あと、表にある育成複層林面積というのは現況を表しているのか、それとも計画期間に新たに造る育成複層林を表しているのか教えていただければと思います。

森林整備課副主幹

まず主伐の中には、御指摘のように皆伐と択伐が両方含まれております。

それから、育成複層林面積ですが、これにつきましては計画量が載っておりますけれども、実際にこれから複層林にしていくものということで計画を立てておりますので、強度間伐も

含めた複層林化ということで認識していただければと思います。

委員

ありがとうございました。主伐の中にかなりの割合で非皆伐の主伐が入っているという理解でよろしいのでしょうか。

森林整備課副主幹

そうです。間伐はあくまでも伐採率3割くらいのレベルですので、それ以上のものについては択伐ということとなり、主伐の区分けに入っております。

委員

それでようやく、天然更新がどうしてこれだけ多いのかということが呑み込めました。私の要望としまして、天然更新が非常に多くて、とても気になっているところですので、天然更新の5年後の更新基準というのをきちんと適用していただいて、特に旧水土保持林になっているようなところでは確実な更新が図られますよう、厳格な適用をお願いします。更新状態がいいところだけプロットをとって、それをヘクタール何本に換算するというやり方も運用の段階では可能かと思っておりますので、そういった別法に陥らないようにしっかり検査してもらいたいと思います。

議長

他に何か。

委員

計画の数字と性質が議論になっているところですが、計画を立てるのは、ここに出ているような具体的な数値目標を挙げるくらいのことしかできないのだと思います。あと、森林の持っている色々な機能を、ここに数値ではなかなか出しづらいですので、現地と数値がなかなか一致してこないわけです。現地を知っていればわかるかもしれませんが、なかなか具体的にどこがどういうことになって、どのように変わっていくか、そこまでをなかなか捉えづらい。

森林審議会の役割というと、全体の方向性を示さなければならないわけですから、この方向性が色々な状況の中で概ねいいのかということ判断していかなければならない。それよりも現地がわかれば一番いいわけですが、なかなか全部を見ることはできません。今日の午後現地視察もあるようですが、その中でまた個別の説明をしていただきたいと思います。

今回、計画制度が変わり、市町村にかなり計画の責任を持たすと。また、実行も持たすと。ということは森林所有者と直接計画が作れるわけです。県有林は面積45%位ありますが、これも一所有者ですから、県有林は県有林で計画があります。県有林の計画については具体的な箇所の指定ができるわけです。一方で民有林の場合は、なかなか箇所を指定することは

できない。ただ、市町村森林整備計画は地域森林計画に適合していかなければならないという一つの規定がありますので、この方針がある程度認めるということができれば、具体的に現地も計画どおりに進められていくであろうという考え方だと思います。

具体的に質問ですけども、人工林を伐った跡も天然更新するといったことはあるのでしょうか。また、先ほどの話とも関連しますが、過去にもそういうことがあったと思いますが、これからも天然更新という名の下に意図的に良いところだけ伐るということが起きないようにしていただきたい。よろしくお願いします。

議長

はい、今の意見について。

森林整備課副主幹

人工林を皆伐して天然更新というのはやはり数字的にはまだ少なく、この中にある天然更新は、かなりの強度の間伐による更新というのが含まれております。今後天然更新については増えていくとは思いますが、現場の方でなかなか判断がつきにくいということがありまして、今回、基準も見直されております。また、今回これと一緒に、伐採届出制度の改正についても国から示されておまして、市町村における届出の確認などもこれからはしっかりやっていくというようなことになっております。

計画の策定もそうですが、市町村への負担がかなり大きくなっていくということで、資料の10ページにもありますように、フォレスターという制度ができて、市町村の職員などの現場サイドを指導し、計画策定や確認等も一緒にやっていくということになっております。

森林整備課長

天然更新だけで森林がきちんと更新していかないというところで、実はこの問題は全国的にも植えられないところが問題になっておまして、昨年や一昨年あたりには、我々も現地で確認作業に行ったりしているところです。

普通であれば日本の気候ですと広葉樹というのは生えやすいのですが、最近では特に獣害が発生して、生えてきた芽が食べられてしまって、下手すると草原みたいになってしまうというようなことも聞かれます。そういうことがまずは起きないように、我々としてはきちんとした施業をやってもらうようにするというのが当然重要ですし、万が一そのようになってしまった箇所はきちんと見ながら、例えば5年、10年というスパンで見たときにはまた新しい木が育ってきているところもございますし、そうでないところであれば当然補植をすることも必要だと思います。できるだけそういうところが発生しないようにやるのはもちろんのこと、そういうところが発生した場合にはそれに対する色々な対策を講じながら、我々としては山を守っていくということをきちんとベースにおいて、やはり今後主伐量が大きく増えるということについても先ほど何人かの先生からの御懸念もありましたが、守るべきは守

るということを肝に据えてやっていきたいと思います。

委員

一つ要望があるんですけども、例えばゾーニングをしていくときに、こういったことを市町村に投げるといっても、県でそれなりに指導をし、ある程度計画を立てて大きな枠を作らないと、市町村ではできないという話になっても、やはり大勢の人が後で困るということになるような気がしますので、そのあたりで県の指導をお願いしたいと思います。

それから、計画を進めていくときの優先順位について、とにかく計画数量がなければ具体的な実行が進まないからということ、他の委員の話聞いてよくわかりました。ただ、実際に計画を進めるときも、10年計画ということでやると、最初の年にやるのか、あるいは10年目にやるのかで、やはり木が育つまでに随分時間がかかりますから、影響があると思います。そうすると始めのところ、あるいは5年目にやる場所ってというのは、場所を決めるのにも、例えば水源涵養機能のところであれば、特に下にダム湖があるところはやはり何か問題がありそうであれば、その管理者とか市町村の人たちとよく相談をして早めに手を着けるとか、例えば、市町村で順番に始めて一斉に実行するのではなくて、なぜそこを今年やって、後に残しておいてもいいのかというようなことを、それなりの理由をみんなで相談しながら決めていっていただければいいのではないかと思います。

森林整備課長

市町村への支援につきましては、先ほどフォレスターということも説明しましたけども、やはりきちんと丁寧にやっていかなければならないというところは御指摘のとおりかと思えます。また市町村と県の打合せなども出先事務所ごとに行うなど、そういった形で我々もきちんとやっていきたいと思えます。

計画の優先度の話については、当然そういったことは配慮しなければいけないと思えます。一方で我々行政側としてこういうことがいだろうと思っていても、実は違う方面の関係者から、特に水源の涵養についてだと、水を使っている側、山を育てている側、施設を管理している側と、色々な立場の人がいて、地域ごとには協議会のようなものがある場合もあるのですが、先生方のような外部の色々な方から御意見を伺いながら、そういった優先順位のようなことは考えていきたいと思えます。

議長

それでは、時間も過ぎました。意見も出尽くしたような感じがします。色々な課題が今後にあるのではと思います。今後市町村計画をしっかり作れるような地域森林計画を作ってもらいたいと思えます。

県有林はもうしっかりと計画が守られていますので、市町村が具体的に計画を立てることによって見えてくるのは、市町村にある民有林の姿です。今後、地域森林計画を基に市町村がしっかりとやっていくことが必要になってきます。

今回の審議会の御意見を十分反映して、また12月の審議会にそれらの答えもできるような取組をしていってもらいたいと思います。ということで、提案の議案については御承認をいただけますか。

委員

(異議なし)

議長

ありがとうございました。それでは、これらを基にしながら、今後の対応を進めていきます。以上で今日の審議事項は終わるわけでありますけれども、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

(特になし)

議長

それでは、これで審議事項を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上